

142



平成18年12月25日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成16年(ワ)第13439号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成18年8月28日

判 決

大阪市 [Redacted]

原 告 [Redacted]

同訴訟代理人弁護士 三 木 俊 博

同 日 高 清 司

大阪市

被 告

同代表者代表取締役 [Redacted]

同訴訟代理人弁護士 [Redacted]

主 文

- 1 被告は、原告に対し、8240万7355円及びこれに対する平成16年1月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用はこれを9分し、その1を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、9384万0005円及びこれに対する平成16年1月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、商品取引員である被告に委託して商品市場における商品先物取引を行った原告が、被告の担当外務員に適合性原則違反、説明義務違反、新規委託者保護義務違反、違法な両建て行為、元本保証約束による勧誘、過当取引、事実上の一任売買等の違法行為があったと主張し、被告に対し、不法行為（民法709条及び715条）又は債務不履行に基づき、当該取引による損失額、当該取引に基づき負担した税額、慰謝料及び弁護士費用相当額の損害賠償金並びに取引終了後の平成16年1月1日から支払済みまでの民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提事実（末尾に証拠の記載のないものは、当事者間に争いがないか、当事者が明らかに争わない事実である。）

(1) 当事者

ア 原告は、昭和23年生まれの男性であり、後記(2)の取引終了後まで■■■■株式会社において勤務していた者である（甲19）。

イ 被告は、商品取引所に上場されている各商品の現物取引及び先物取引による売買、受託、取次ぎ及び代理業務等を目的とする株式会社であり、商品取引所法にいう商品取引員である。

(2) 商品先物取引委託契約の締結及び取引の経緯

原告は、被告の外務員である合■■■■（以下「合■■■■」という。）及び米■■■■（以下「米■■■■」という。）から勧誘を受けて、平成14年2月1日、被告との間で商品先物取引委託契約を締結し、同日から平成15年10月2日までの間、別紙「■■■■・建玉分析表（全銘柄）」に記載のとおり、商品先物取引を行った（以下、この取引を「本件取引」という。）。

3 争点及び当事者の主張

(1) 被告外務員らの行為の違法性（争点1）

（原告の主張）

被告外務員らは、本件取引の全期間を通じて、以下の違法行為を行ってお

やすく説明する義務を負う。

被告外務員らは、平成14年2月1日にいきなり原告のもとを訪れ、未だ原告から注文を受けていないにもかかわらず、既に注文があったと虚偽の事実を告げて強制的に取引を開始させ、また、商品先物取引の仕組みや危険性について、通り一遍の簡単な説明しか行わず、商品先物取引の有利な面に偏った説明を行ったのであり、上記説明義務に違反する。

ウ 新規委託者保護義務違反

被告は、委託者が商品先物取引の新規委託者である場合には、当該委託者が商品先物取引に習熟していないことにかんがみ、不測かつ多額の損害を被ることを防止するため、取引開始後3か月間は、受託枚数を20枚以内に抑えるなどして、委託者の保護を図るべき義務を負う。

原告は、本件取引の約20年前に商品先物取引を行った経験はあるものの、本件取引開始当時に過去の取引の記憶はなく、また、本件取引の対象商品の価格形成や変動の要因を知らなかったのであるから、先物取引の新規委託者又はそれに準じる者であったというべきである。

それにもかかわらず、被告外務員らは、原告に対し、本件取引開始後1か月の間に1460枚（売り、買いの合計）、3か月後に4720枚（売り、買いの合計）という大量の取引を行わせており、上記義務に違反する。

エ 両建て勧誘

両建ては、取引数量の増加に伴い手数料額が増額するものであり、相場が逆行した場合の一時的かつ緊急避難的な措置として用いられる場合を除いては回避すべきである。受託会社は、先物取引の経験が浅い者に対しては両建てを勧誘してはならず、仮に勧誘することが許される場合であっても、その趣旨を十分に説明すべき義務を負う。

被告外務員らは、原告に対し、同一商品について、同限月かつ同枚数の両建てを行わせている。また、中部商品取引所の灯油取引においては平成

14年2月26日から平成15年10月2日までの間、同ガソリン取引においても平成14年12月9日から平成15年10月2日までの間、一貫して両建ての状態で行っているが、このような両建ては、特に委託者の利益に反する危険が大きいものである。

被告外務員らは、原告に対し、両建てについて十分な説明を行わず、両建てしている建玉のうち利益が出ている玉を仕切ることによって利益が出ているように見せかける反面、損失が生じている玉を放置し、最終的には原告に多額の損失を発生させている。したがって、被告外務員らが原告に対して十分な説明を行わず、上記のような態様の両建てを勧誘したことは違法である。

オ 元本保証約束による勧誘

受託会社は、元本や利益を保証して委託者を商品取引に勧誘してはならない義務を負う。

米■は、平成15年3月27日ころ及び同年6月24日、原告に対し、利益を保証して取引を行うことを勧誘し、原告はこれに応じて、それぞれ450万円、500万円の追加投資をして取引を行った。

カ 事実上の一任売買

受託会社は、取引を受託する際は、その都度委託者から数量・価格などについて具体的な指示を受けた上で取引の注文を行うべき義務を負う。

原告は、本件取引を通じて全面的に米■に従う態様で取引を行っており、被告は、実質的には原告の指示を受けずに注文を行っている。このように、被告は、原告から取引の一任を受けたことにより大量の、かつ頻繁な取引を行って手数料を稼いでいるのであり、上記義務に違反する。

被告は、原告は個々の取引について承諾しており一任売買とはいえない旨主張するが、原告は商品先物取引の仕組みや商品価格の変動要因について理解しておらず、また、相場が予想と逆行した場合の対処法については、

米●●●に一任せざるを得なかったのである。原告に商品先物取引についての知識がほとんどなかったにもかかわらず、本件取引が大量に行われていることは、本件取引が米●●●の主導によるものであることを示している。

キ 過当取引

受託会社は、委託者の商品先物取引に対する適合性に照らして、委託者に対し、過大な損失を与える危険のある取引を行わせてはならない義務を負う。

米●●●は、原告が先物取引の新規委託者であり、商品先物取引に対する適合性を欠くにもかかわらず、約1年8か月の間に、売買回数（売り、買いの合計）が1137回、総手数料額が1億8785万8100円に上る本件取引を行っており、原告の適合性に照らして過当な取引を行わせたことは明らかである。また、本件取引においては不合理な取引方法である特定売買の比率が高いことから、被告は上記義務に違反しているというべきである。

ク 証拠金徴収義務違反

受託会社は、委託者から売買取引を受託するに際しては、委託本証拠金については委託者から売買取引の委託を受けた時に、追証拠金については不足が生じた日の翌営業日正午までに、証拠金の預託を受けなければならない。

被告は、平成14年5月1日以降、長期間にわたり証拠金が不足する状態のままで本件取引を行っており、また、原告に対して証拠金不足の状態が生じていることを知らせていない。

被告は、原告に対し、証拠金が不足していることを知らせて取引を継続するか否かを判断する機会を与えることなく、本件取引を継続させているのであるから、証拠金徴収義務に違反して違法となる。

(被告の主張)

ア 適合性原則違反

原告は、本件取引開始時には、[REDACTED]株式会社の本社に勤務し、技術開発部主任の地位にあったのであるから、物事に対する理解、判断能力が十分に備わっていたと認められる。

また、原告が罹患していたてんかんは、知識能力の劣化をもたらすものではなく、原告は、てんかんが原因で、本件取引の期間中に会社を欠勤したこともない。さらに、原告は、本件取引を開始するに当たり、被告外務員らに対し、精神的な疾患があることを申告せず、被告外務員らはこれを知り得なかった。

原告は、商品先物取引の経験があり、取引の危険性を理解していた。また、原告は、被告外務員らが本件取引に勧誘した際、被告外務員らに対し、総資産額を3000万円と申告しているところ、この金額は実際に投資された金額より少ないのであって、このように資産を実際より少なく申告していることから、原告は、商品先物取引の危険性を認識していたものと考えられる。

したがって、原告は商品先物取引の不適合者であるとはいえ、被告外務員らが原告に対して勧誘を行ったことは違法ではない。

イ 説明義務違反

被告外務員らが、原告に対して本件取引への勧誘を行う際、注文を受けていないにもかかわらず既に注文があったと告げて原告を勧誘したことはない。

被告外務員らは、平成14年2月1日、原告に対し、日本経済新聞の相場欄を示し、また、図面を書くなどして、商品先物取引の仕組み及び商品である灯油の価格等について説明した。さらに、「商品先物取引委託のガイド」や「FOR BETTER VOYAGE」等の説明書を見せながら、相場が予想と逆行した場合の対処方法等について説明した。

原告は、上記の説明を受けた後、これを理解したことから、約諾書、確約書、受領書、アンケート・カードに説明内容を理解した旨記入し、署名押印している。また、原告は、過去に商品先物取引で大きな損失を出した経験があることからすれば、商品先物取引の危険性を理解していないとは考えられない。

したがって、被告が説明義務に違反したとはいえない。

ウ 新規委託者保護義務違反

原告は、商品先物取引の経験を有しており、新規委託者ではない。

また、被告外務員らは、原告との取引において、原告が新規委託者には当たらないものの、被告の受託業務管理規則に定められた新規委託者からの受託に関する手続に従い、被告の管理責任者の許可を得た上で取引を拡大させているのであるから、違法性は認められない。

エ 両建て勧誘

両建ては、それ自体では取引方法として合理的な面があつて、違法なものではなく、無意味な手数料稼ぎを目的としてされる場合に限り違法となる。

原告が主張するように、同限月・同枚数の両建てを行う場合、常時両建てとなる場合、損失を含んでいる建玉を放置する場合は不適切な両建てといえることもあるが、これらの場合でも直ちに違法ということとはできず、当時の相場の状況や委託者の事情を考慮して違法性の有無が判断されるべきである。

米■は、平成14年2月18日、原告に対し、原告の建玉に追証拠金が必要となったことから、その対処方法として、追証拠金を入金する方法のほかに、両建てを行って相場の動向を見る方法があることを説明したところ、原告は、この説明に基づき両建てを行うことを自ら選択し、同限月・同枚数による両建てを希望する旨の自筆の申出書を作成した。

その後に行われた両建ても、原告の指示に基づき行われたものであって、本件取引における両建ては、米■が原告に対して説明をした上で、原告の意思に基づき行われたものである。

したがって、米■が原告に対して両建てを勧誘したことは、違法ではない。

オ 元本保証約束による勧誘

米■は、原告に対し、元本を保証して取引への勧誘をしたことはない。

カ 事実上の一任売買

一任売買は、当然に違法となるものではなく、それが専ら手数料を得る目的で行われた場合に限り違法となるものと解すべきである。

米■は、原告から個別の取引について事前に承諾を得た上で建玉を行っているのであるから、一任売買に当たらない。また、被告は、原告に対し、残高照合回答書、売買報告書を交付するなどして、取引の内容や損益について報告を行っている。

被告が専ら手数料を得る目的で本件取引を行ったことはなく、仮に一任売買に近い態様で取引が行われたとしても、違法ではない。

キ 過当取引

商品先物取引において、取引回数や枚数が制限される法的根拠はなく、当該取引が過当といえるか否かは、無意味な手数料稼ぎを目的として行われたものであるか否かを基準に判断すべきである。

本件取引においては、直し売買、日計り、途転、両建てなどの取引方法が用いられているが、これらの取引は、利益を上げているものもあり、無意味な手数料稼ぎを目的として行われた不合理な取引方法であるということとはできない。

ク 証拠金徴収義務違反

受託会社が委託証拠金を事前に徴収すべき義務に違反したとしても、そ

のことに直ちに当該証拠金による取引が私法上無効となるものではない。また、相場の変動に機敏に対応するためには証拠金の入金がある前に取引を行わなければならない場合もあり、委託証拠金を事前に徴収することなく取引を行うことも、一定の場合には例外的に許容されている（受託契約準則9条後段参照）。

(2) 原告の損害（争点2）

（原告の主張）

原告は、被告の違法行為により、以下の損害を被った。

ア 取引損失

原告は、本件取引において、被告に1億0698万4650円を支払ったが、3556万1945円の返還を受けたのみで、7142万2705円については、本件取引の損失金、手数料に充当したとして返還を受けていない。

イ 税金

原告は、平成14年12月31日の時点で本件取引の帳簿上の確定利益が1319万円となっていたことから、平成15年9月ころ、同利益に対する所得税、住民税等合計388万7300円の税金を支払った。上記帳簿上の利益は、最終的には現実の利益とはならなかったものであり、原告が納付した上記の税金は、被告外務員らの違法行為による損害に含まれるというべきである。

そして、確定利益は各年度ごとに判断されるものであり、これに基づき支払う税金は、取引に不可避免的に伴うものというべきであるから、被告外務員らの違法行為と相当因果関係の認められる損害である。

ウ 制裁賠償又は慰謝料 1000万円

被告は、商品先物取引への適合性を欠く原告を手玉にとって本件取引を継続させ、原告に多額の損害を発生させて生活資金を奪ったのであるから、

原告には財産的な損害の回復だけでは足りない精神的苦痛が生じているものというべきである。

エ 弁護士費用 853万円

オ 過失相殺について

被告外務員らによる本件取引の勧誘行為は、著しく欺瞞的で悪質なものであるから、過失相殺を行うことは妥当ではない。

(被告の主張)

ア 原告が被告に支払ったと主張する金員のうち、平成15年1月14日に支払ったとされる3万4650円については、同額の委託手数料割引額が発生したため、被告が原告に対し割引手数料として支払ったものである。

したがって、原告が被告に支払った金額は1億0695万円、被告から返還を受けた金額は3556万1945円であり、差引金額は7138万8055円である。

イ 原告の主張するその他の損害については、争う。

第3 当裁判所の判断

1 前記前提事実並びに証拠（甲1ないし5，7ないし14，19，38の1・2，39，48の1・2，乙1の1ないし5，2，3，5，7ないし9，11，12の1ないし32，13の1ないし9，14の1ないし40，34，35，37，証人合■，同米■，原告本人）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 原告の経歴・病状等について

原告は、昭和23年■月■日生まれであり、昭和42年に工業高校を卒業した後、ビル関係の電気工事を主な業務とする■■■■株式会社に就職し、建築現場監督、設計、工事費用の見積り等の業務に従事した。

原告は、昭和53年4月ころ、てんかん性精神病を発症し、その治療のために■■■■病院に通院するようになった。平成13年ころにはその症状

が悪化したため、原告は、同年3月16日、[REDACTED]に入院した。原告は、同年7月11日、カッターナイフ等で自己の前胸部を刺す自傷行為に及び、[REDACTED]病院に転院したが、同年9月7日からは再度[REDACTED]に入院し、同年11月21日に退院した後は、[REDACTED]に通院して治療を行い、自宅で療養していた。なお、入院期間中は休職していたが、平成14年1月下旬復職した。

原告は、本件取引の対象商品に関連する職業に就いたことはなく、商品の価格形成や変動要因について詳しい知識を持っていなかった。

原告は、本件取引の約20年前に、商品先物取引を約1年間行い、損失を被った経験があったが、それ以外には、本件取引に至るまで株式や投資信託等の投機的取引を行った経験はなかった。

原告が本件取引に用いた資金は、定期預金として老後の生活資金とすることを予定しているものであった。

なお、原告は、米[REDACTED]及び合[REDACTED]に対して、自己の病状について説明したことはなかった。

(2) 勧誘の態様について

合[REDACTED]は、平成14年1月30日、原告に対し、灯油の商品先物取引を行うよう勧誘するため、原告の勤務する会社に電話し、翌日、原告と面会することとした。

合[REDACTED]は、同月31日、原告の勤務していた会社を訪問し、原告に対し、新聞の商品欄を示すなどして、商品先物取引の仕組みについて説明するとともに、値動きがあった場合の損益計算、手数料及び委託証拠金の計算方法、追証拠金が発生する場合並びに灯油価格の形成及び変動要因等について、図面を書くなどして説明した。上記説明に要した時間は、約50分であった。

米[REDACTED]及び合[REDACTED]は、同年2月1日、原告の勤務していた会社を訪問し、主に米[REDACTED]が、原告に対し、「商品先物取引委託のガイド」、受託契約準則等の説

明書を示すなどして、商品先物取引には限月があることや、追証拠金が発生する場合があることなど、商品先物取引の仕組みと危険性及び具体的な取引方法について説明し、さらに、「FOR BETTER VOYAGE」と題する説明書を示すなどして、相場が予想と逆行した場合の対処方法として、仕切、追証拠金、難平、両建ての方法があること及びそれぞれの内容について説明した。原告は、上記説明により、商品先物取引の仕組みと危険性及び相場が予想と逆行した場合の対処方法について一応の理解を持つに至った。米●らが原告と面会していた時間は、約2時間30分であった。

原告は、米●らの説明を聞いた後、商品先物取引の危険性を理解した上で自己の判断と責任において取引を行う旨が記載された約諾書及び確約書並びに「FOR BETTER VOYAGE」を交付されて説明を受け、相場が予想と逆行した場合の対処方法について理解した旨が記載された受領書に署名押印した。また、原告は、アンケート・カードに、用意された質問に答える形式で、受託契約準則等の説明を受けて商品先物取引の仕組みや危険性について理解し、担当外務員との間で元本又は利益を保証する約束を行ったことはないこと、委託追証拠金制度及びその計算方法について理解したこと、自らの投資経験として商品取引を約20年前に行ったことがあること、総資産額は3000万円以上5000万円未満であること、初回投資予定額は1000万円であることなどを記入して、署名押印した。

(3) 取引経過について

米●は、同日、原告に対し、中部商品取引所の灯油（買い）200枚の建玉を行うことを提案したところ、原告はこれを承諾し、同取引が行われた。

原告は、同月4日、初回の投資金額が、被告の受託業務管理規則に定められた新規委託者の限度枠である300万円を超えることから、被告が作成した委託証拠金超過申請書に署名した。

原告は、同月6日、同月13日及び同月15日、相場の上昇により利益が

出たので、その一部を証拠金に振り替え、建玉数を増加させた。

原告は、同月18日、相場が下落したため、取引を継続するには追証拠金を支払う必要が生じた。そこで、米■は、電話で原告に対し、その旨を連絡するとともに、損切りしないで取引を継続する方法として、追証拠金を支払う方法のほかに両建ての方法があることを説明し、原告が当時有していた建玉と同限月（同年6月）・同枚数（365枚）の両建てを行うことを提案した。原告は、これを承諾し、同取引が行われた。米■は、同日夕方ころ、原告を訪問し、残高照合回答書を原告に示し、同書面に書き込みを行うなどして、同日に行った上記両建てについて説明した。原告は、同限月及び同枚数の両建てを行うことについての申出書を作成し、署名押印した。

原告は、同月26日、追証拠金を支払う必要が生じたところ、米■は、再び同限月・同枚数の両建てとなる735枚の両建てを行うことを勧め、同取引が行われた。

米■は、原告に対し、本件取引開始後約1か月の間に、合計1460枚の取引を行うよう勧誘してこれを実行させた。

原告が被告に預けた証拠金は、同月15日、同月25日及び同年3月5日には、それぞれ1000万円、3000万円及び5000万円を超えることになった。被告の受託業務管理規則には、商品先物取引経験のない委託者から1000万円、3000万円、5000万円の委託預り証拠金を超える取引の要請があった場合は、その都度取引超過申請書をもって総括責任者の審査、承認を受けるものとする旨の規定があったので、被告の管理担当責任者らは、その都度、原告に関する委託証拠金超過申請書及び委託者聞き取り調査表を作成した。

原告は、同年4月25日、米■から追証拠金が必要となったことを聞かされたが、証拠金が不足した状態のままで灯油（売り）760枚の建玉を行い、同月27日、同建玉に必要な証拠金1314万円を支払った。

被告は、同月30日、原告に対し、不足していた4692万0010円の証拠金を支払うべき旨の請求書を送付した。被告が原告に対して交付していた「商品先物取引委託のガイド」によれば、本来、委託追証拠金は、値洗損失額が委託本証拠金の50%相当額を超える場合に委託本証拠金の50%相当額を支払うなどと記載されていた（以下、そこに記載された追証拠金の計算方法を「正規の計算方法」という。）が、米■は、預り金と値洗損失との差額が本証拠金の2分の1以上であれば追証拠金の支払を要しないとする「見合い率」と呼ばれる計算方法を採用することとし、原告に対し、証拠金の不足額を支払う必要はないことを説明した。そこで、原告は、1500万円を支払ったが、正規の計算方法によれば必要となるはずの、その余の証拠金は支払わなかった。

被告は、原告に対し、同日までは、正規の計算方法により証拠金が不足することになった場合は証拠金不足額請求書を送付していたが、同年5月1日以降は同請求書を送付しなくなり、結果として、原告は同日以降、ほぼ常時、正規の計算方法によれば証拠金が不足したままの状態では本件取引を継続するようになった。

原告は、本件取引開始当初、中部商品取引所の灯油の取引を行っていたが、値洗損が増えてきたため、同年7月1日以降、東京穀物商品取引所のコーンの取引を行うなど、他の商品にも取引を拡大していった。他の商品の取引を行うことは、原告から提案したものではなく、損失を挽回するために米■が提案したものであった。

米■は、平成15年3月ころ、金の取引を行うためという理由で、原告に450万円を入金させ、同年4月4日、証拠金から450万円を原告に返還した。また、米■は、同年6月24日から25日にかけて、原告に500万円を入金させた。

被告は、同年7月16日、原告に累積損が生じていたことから、証拠金か

ら帳尻へ、1537万1360円を振り替え、550万円を原告に返還した。

原告は、本件取引を継続していたところ、同年9月1日、税務職員から、本件取引による所得の申告漏れがあることを指摘され、委託者別取引勘定元帳等の資料により自己の取引内容を確認するよう指導された。そこで、原告は、本件取引内容を確認するため、同月2日、被告を訪れた。原告は、被告の社員と面談したが、本件取引の詳細が記載された委託者別取引勘定元帳等の資料を見ることはできなかった。

原告は、被告の上記のような対応に不信感を持ったので、日本商品先物取引協会に相談したところ、本件取引を打ち切るよう助言された。そこで、原告は、同年10月2日、被告に取引を終了するよう申し入れて、すべての建玉を仕切り、同月7日、被告から清算金1095万0695円の返還を受けて、本件取引を終了した。

結局のところ、原告は、本件取引の全体を通じて、合計1億0695万円を被告に支払い、被告から合計3556万1945円の返還を受けた。

(4) 本件取引の態様について

原告は、本件取引開始後、ほぼ毎日、午前10時ころに米■と電話で連絡を取り、また、1か月当たり1ないし2回、米■と面会するなどして同人から説明を受けながら本件取引を行っていた。

本件取引は、米■が原告に対して具体的な取引の提案を行い、原告がこれに異議を述べることなく承諾し、米■が注文を行うという態様でほぼ行われており、原告から米■に対して具体的な取引の指示を出すことはなかった。米■は、原告に対し、各取引の説明をしていたが、当該時点で原告にどれだけの値洗損が生じているかを説明しないこともあった。また、米■は、原告に対し、証拠金等の入金が必要となった場合は入金を依頼していたが、入金が必要となる理由を十分に説明しないこともあった。

被告は、原告に対し、売買報告書、残高照合回答書等の書類を定期的を送

付し、また、米■が原告と面会する際にも、残高照合回答書を原告に交付し、米■がこれらの書類に基づき、必要に応じて文字や簡単な図を記入するなどして、具体的な取引の説明を行っていた。原告は、米■から説明を受けた後、これらの書類に署名していた。

2. 争点1について

(1) 適合性原則違反について

商品先物取引は、取引の仕組みが複雑である上、投機性が極めて強く危険性が高い取引であって、受託会社は、商品先物取引の勧誘を行うに際しては、委託者の商品取引に関する知識や理解能力、投資経験等の属性、財産状態等に照らして、当該委託者にとって適合性を欠く過大な取引の勧誘をしてはならない（適合性原則）。

原告は、平成13年ころからてんかん性精神病が悪化し、本件取引を開始するころには、自傷行為に及ぶなどその症状は重篤なものとなっており、本件取引開始時においても通院治療中であつたのであるから、本件取引開始時点において、一般的な成人男性と比較しても、商品先物取引の仕組みやその投機性、危険性を十分に理解することが困難な状況にあつたものと認められる。また、原告は、本件取引以前に商品先物取引を行った経験があるものの、本件取引の約20年前に約1年間行ったというものにすぎず、それ以外には株式や投資信託等の投機的取引の経験はなかつたものであり、投機的取引の危険性に対する認識を十分に有していたということとはできない。さらに、原告は、本件取引の対象商品についての価格形成あるいは変動要因に関する知識・理解もそれほど有していなかつたものと認められる。

なお、原告は、被告外務員らに対し、自らの精神系疾患について話をしたことはなかつたが、米■は、原告と電話でほぼ毎日連絡を取り合っており、また、1か月当たり1、2度、原告と面会するなどしていたことからすれば、原告が精神系疾患の影響により商品先物取引の適合性に欠けることを認識し

ていたか、少なくとも容易にこれを認識することができたものと認めるのが相当である。

そうすると、原告は、商品先物取引を行う適合性に欠けていたと認められ、原告に対して商品先物取引を行うよう勧誘することは、原告が商品先物取引を行うについて積極的な意欲を有していたとか、あるいは、現在及び将来の生活に支障を生じない余裕資金の範囲内で行う場合であるなどの事情が存しない限り許されないというべきである。

そして、原告が積極的に商品先物取引を行う意欲を有していたという事情は窺われず、また、原告の年齢や上記のような病状等に照らせば、本件取引当時の原告には退職後の生活資金を確保しておく必要があったものというべきである。なお、原告は被告に対し、本件取引の開始時点において当初の投資予定金額を1000万円と申告していたのであるから、仮に商品先物取引への勧誘を行うにしても、1000万円程度の範囲内で取引を行うよう勧誘するにとどめることが適切であったと考えられる。

それにもかかわらず、被告外務員らは、原告に対し、本件取引において1億0695万円もの金額を支払わせるに至っているのもあって、原告の知識、経験及び能力等に照らし、その余裕資金をはるかに超える過大な取引を原告に行わせたことは明らかである。

したがって、被告外務員らの原告に対する本件取引勧誘行為は、適合性原則に反する違法なものであったと認めるのが相当である。

(2) 説明義務違反について

受託会社は、委託者に対し、商品先物取引の勧誘を行うに当たり、その委託者の属性や理解力等に応じて、商品先物取引の仕組み及び危険性について適切な説明を行うべき義務を負うものと解するのが相当である。

この点、被告外務員らは、原告に対して本件取引への勧誘を行う際、各種の説明書を交付して商品先物取引の仕組みや危険性及び相場が予想と逆行し

た場合の対処方法について説明を行ったこと、これを受けて、原告も、約諾書等の書類に被告外務員らの説明を理解した旨記載したことは前記認定のとおりである。

そして、被告外務員らによるこれらの説明が適切さを欠くものであったとは認められないから、被告が、本件取引の勧誘を行う際に原告に対して負うべき説明義務に違反したと認めることはできない。

原告は、被告外務員らが平成14年2月1日にいきなり原告のもとを訪れ、原告から注文を受けていなかったにもかかわらず既に注文があったと虚偽の事実を告げた上で強制的に取引を開始させた旨主張し、原告本人もこれに沿う供述をする。しかし、被告外務員らが上記のような虚偽の事実を告げて強制的に取引を開始させたとすれば、原告が本件取引の初期の段階において、被告あるいは被告外務員らに苦情を述べたり、取引を中止したりすることができたはずであるにもかかわらず、原告が本件取引の初期の段階で被告あるいは米■に対して苦情を述べるなどしたような事情は証拠上窺われない。そうすると、原告本人の上記供述は不自然であって信用することができず、原告の上記主張を採用することはできない。

(3) 新規委託者保護義務違反について

証拠(乙11)によれば、被告の受託業務管理規則には、被告が商品先物取引の新規委託者又はそれに準じる者から委託を受ける場合、取引開始後3か月間は取引範囲を初回預り預託金300万円に抑えるなどして委託者の保護を図るべき旨が規定されていることが認められる(同規則6条・新規委託者保護義務)。

同規則は、被告の内部的な規制であって、同規則に違反する取引が直ちに違法となるものではない。しかし、同規則の趣旨は、商品先物取引に習熟していない委託者が多量の取引により不測かつ多額の損害を被ることを防止する点にあると考えられることからすれば、商品先物取引の経験の少ない委託

者について不測かつ多額の損害を及ぼす危険のある取引がされた場合は、特段の事情がない限り、被告あるいは被告外務員らの当該取引に関する行為は、違法となるものと解するのが相当である。

原告は、本件取引の約20年前に商品先物取引を行った経験があり、商品先物取引の新規委託者であったということとはできないが、上記(1)で説示したとおり、本件取引開始当時、商品先物取引の仕組み及び投機的取引の危険性に対する認識を十分に有していたということとはできないのであるから、商品先物取引の新規委託者に準じる者であったと認めるのが相当である。

それにもかかわらず、米■は、原告に対し、本件取引開始後約1か月の間に1460枚という多量の取引を行うよう勧誘してこれを実行させており、このような多量の取引は、上記規則で定められた制限を大幅に上回るものであって、原告に対して不測かつ多額の損害を及ぼす危険性を有するものであったというほかない。

もつとも、被告は、原告の初回の受託金が300万円を超えることになったため、委託証拠金超過申請書を作成し、また、原告からの預り証拠金がそれぞれ1000万円、3000万円及び5000万円を超えることになった際には、管理担当責任者が、受託業務管理規則の規定に従い、委託証拠金超過申請書を作成しており、新規委託者に準じる者である原告の保護にもそれなりに配慮しているかのようにみる余地もある。

しかし、証拠（証人米■）及び弁論の全趣旨によれば、被告においてこれらの申請書が作成された際、原告を担当していた米■と管理担当責任者等との間で十分に事情聴取や審査が行われたような事情は窺うことができず、むしろ管理担当責任者が形式的にこれらの申請書を作成していたにすぎないと考えられるのであって、原告の保護に十分配慮していたということとはできない。

したがって、被告が原告に対し、本件取引開始後約1か月の間に1460

枚という大量の取引を行うよう勧誘してこれを実行させたことは、新規委託者保護義務に違反し違法というべきである。

(4) 事実上の一任売買、過当取引及び違法な両建て勧誘行為について

商品先物取引においては、受託会社が、委託者に比べて、取引方法や商品の相場に関する知識・経験の点で豊富であることにかんがみると、委託者が受託会社から具体的な取引の提案を受け、これに従い取引を行うことには合理的な側面があるといえることができる。しかし、受託会社が委託者から取引を一任され、委託者が個々の取引の内容・趣旨を理解しないまま取引が行われれば、受託会社が委託者を犠牲にして不当に手数料を稼ぐ目的で取引を行い、その結果として委託者に多額の損害を生じさせるおそれがある。したがって、受託会社が具体的な取引を行うことについて委託者から一任を受け、これに基づき委託者の利益を害するような態様で取引が行われた場合には、当該受託会社の行為は、委託者に対する関係で違法となるというべきである。

そして、委託者が個々の取引について承諾を与えている場合であっても、委託者が具体的な取引の内容・趣旨について十分に理解していないと認められる場合には、受託会社が取引を一任される場合と同様の弊害が生じることが考えられるから、一任売買の場合と同様に違法となることがあるというべきである。

また、両建ては、相場が予想と逆行した場合に損切りを行うことなく相場の様子を見るのが可能となる面を有しており、その限りでは合理的な取引方法であるということもできるが、売り、買いの建玉双方に手数料が必要となる上、それぞれの建玉を仕切る時期の判断は困難なものとなり、損失の出ている玉を放置することで委託者に対して多額の損失を与える可能性のある取引でもある。

この点、証拠（甲1、2）によれば、本件取引中、中部商品取引所の灯油についての取引は、平成14年2月26日から平成15年10月2日まで両

建ての状態にあったこと、平成14年2月18日及び同月25日に行われた建玉は、既に行われていた建玉と同限月かつ同枚数の両建てとなる建玉であったことが認められるが、このような長期間にわたる両建てや同限月かつ同枚数の両建ては、委託者に対して多額の損失を与える可能性が特に大きいものであり、受託会社が委託者にこのような態様の両建てを勧誘する場合は、委託者にその趣旨を十分に理解させた上で、その承諾を得て行われなければならないというべきである。

そして、一任売買及び両建ては、委託者に対して過大な取引を行わせることになり、不測かつ多額の損害を与える危険性があるところ、委託者の属性や余裕資金に照らして過大な取引が行われた場合は、一任売買及び両建ての弊害がまさに現実化しているものといえるから、委託者にとって過大な取引であったか否かという点も、違法性の判断に当たり考慮すべきである。

これを本件についてみると、前記認定事実によれば、原告は、本件取引の全般を通じて自ら具体的な取引の提案をすることはなく、米■を信頼し、取引内容を同人に任せていたものであると認められる。また、原告が、商品先物取引についての十分な理解が困難な状況にあり、本件取引を終了させる経緯をみても、原告自身の判断で自発的に終了させたものとはいえないことも、前記認定のとおりである。これらの事情に照らせば、原告は、米■に対し、具体的な取引を行うことについてその都度事前に承諾を与えていたとしても、その意味を十分に理解することなく米■に言われるままに承諾を行っていたものと認めるのが相当であり、個々の取引の意味について事前に十分に理解し、具体的な取引を行うか否かについて自らの判断で決定した上で取引を行っていたと認めることはできない。

また、原告が具体的な取引の意味を十分に理解していなかったと認められる以上、通常の見玉と比較してより高度な判断を必要とされる両建てについて、その内容や趣旨を十分に理解した上で米■に承諾を与えていたものとは

認められない。

被告は、米■が本件取引の勧誘の際、原告に対して説明書を交付するなどして、相場が予想と逆行した場合の対処方法として両建ての方法があることにつき説明していること、原告が両建ての意味を理解した上で、これを行うことを希望する旨の自筆の申出書を作成していること、取引開始後も米■が原告に対して各取引の内容について説明していたことなどから、原告は各取引の意味について理解しており、両建ての意味についても十分に理解していた旨主張し、証人米■もこれに沿う証言をする。

確かに、前記認定事実によれば、米■は、本件取引の勧誘を行った際に、相場が予想と逆行した場合の対処方法などについて原告に対して一応説明し、原告は、同限月、同枚数の両建てを行うことについて、両建ての内容を理解した上でこれを行うことを希望する旨の自筆の申出書を作成して被告に提出したこと、原告は、本件取引開始後、ほぼ毎日、午前10時ころ米■に電話し、また、本件取引期間中、1か月に1、2回の頻度で米■と面会していたこと、原告は、被告から売買報告書の交付を受け、実行された取引や当該時点における値洗損益を把握し、米■からも残高照合回答書に書き込みを行うなどして取引の結果について説明を受けていたことが認められる。

しかし、原告が本件取引開始後、具体的な取引について、その意味を十分に理解できないまま米■に承諾を与えていたことは上記説示のとおりであり、原告作成に係る上記申出書も、米■に言われるままに作成したと認めるのが相当である。また、証人米■は、原告に対して行った両建てについての具体的な説明についても、両建てに関する一般的な説明を述べるにとどまり、原告とのやり取りについて具体的な内容を述べることがほとんどなかったことなどにかんがみると、その証言を直ちに信用することはできない。そして、他に被告の上記主張を認めるに足りる証拠は見当たらないから、被告の主張は採用することができない。

さらに、本件取引が、原告の商品先物取引に対する適合性に照らして過当であることは、上記(1)において説示したとおりである。

そうすると、本件取引は、原告の利益を害するような態様で事実上の一任売買がされ、両建てについても、原告に対する十分な説明がされず、原告にその趣旨を理解させないままに行われたものであって、原告に対し不測かつ多額の損害を与えるものであったと認められるから、過当取引である点も相まって、被告あるいは被告外務員らの行為は違法であるといわざるを得ない。

(5) 元本保証約束による勧誘について

原告は、平成15年3月27日ころ及び同年6月24日、米■から利益の保証約束を得た上で取引を行うことを勧誘され、これに応じて取引を行った旨主張し、原告本人もこれに沿う供述をする。しかし、上記のような約束がされたことを認めるに足りる客観的な証拠はなく、原告と米■との間で元本(利益)保証約束があったことを認めることはできない。

(6) 証拠金徴収義務違反について

受託会社は、委託者から委託証拠金を事前に徴収した上で取引を行わなければならない(証拠金徴収義務)。受託会社に証拠金徴収義務が課されている趣旨は、受託会社の委託者に対する債権を担保することにあるが、これに加えて、委託者に対して証拠金が不足していることを知らせることで多額の損失が発生する危険性を知らしめ、適当な時期に取引を終了させる機会を与える意義もあるものと認められる。

もっとも、相場の状況によっては、証拠金不足分の入金を待たずに迅速に取引を行うことが委託者の利益となることもあり、受託会社が証拠金徴収義務に違反した場合に、そのことが委託者との関係で直ちに違法となるということとはできないものの、証拠金を徴収せずに取引を行うことが継続するなど、同義務に違反する程度が著しく、その結果として委託者に対して不測かつ多額の損害を与える危険性がある場合には、同義務に違反する行為は委託者と

の関係で違法となると解するのが相当である。

前記認定事実によれば、原告は、本件取引期間中、正規の計算方法によれば長期かつ継続的に証拠金が不足する状態が生じていたところ、被告は、平成14年5月1日以降、原告の利益のために迅速に取引を行う必要があるとはいえない場合であるにもかかわらず、長期間にわたって証拠金が不足した状態で取引を行わせていたものと認められる。しかも、被告は、証拠金不足額請求書を送付することにより、証拠金が不足していることを原告に知らせることもせず、原告に対し、取引を終了するか否かを検討する機会を与えなかったことも認められる。

これらの事情によれば、被告あるいは米■は、原告が証拠金が不足している追証拠金を支払う必要のあることを知り、その結果、原告が本件取引を終了させる旨の決断をするという事態を回避するため、換言すれば、原告から本件取引を終了させる道を選択する機会を奪い、さらに取引を拡大させるため、あえて証拠金不足の事実を原告に知らせず、証拠金徴収義務に違反する状態を継続したものとみざるを得ないのであって、被告あるいは米■のこのような行為は、証拠金徴収義務に違反する程度が著しく、原告に対し不測かつ多額の損害を与えるもので、原告に対する関係において違法となるというべきである。

なお、証拠（証人米■）によれば、被告は、原告が新たな証拠金を入金することなく取引を継続させることを望んだために、「見合い率方式」による計算方法を用いて、上記の態様の取引を行っていたことが認められるが、このような態様による取引が一時的には原告の意向に沿うものであるとしても、原告に対して不測かつ多額の損害を与える危険性を知らせないままに取引を継続させるものであることにかんがみれば、結局は原告の利益を害する性質の行為であるというべきであり、上記行為が違法であることを免れることはできない。

(7) 以上によれば、被告外務員らは、原告が商品先物取引の適合性を欠いているにもかかわらず過大な取引の勧誘を行い、また、本件取引開始後も新規委託者保護義務違反行為、事実上の一任売買、両建て勧誘行為、証拠金徴収義務違反行為を継続的に行った点において不法行為上の違法性が認められる。そして、本件取引が勧誘時から終了時まで一連の流れで継続的に行われたものであることからすれば、本件取引全体が違法となるというべきである。

そうすると、被告は、被告外務員らの違法行為により原告に生じた損害につき、民法715条による使用者責任としての損害賠償責任を負うものと認められる。

3 争点2について

ア 取引差損

原告は、本件取引に関し、1億0695万円を被告に支払い、被告から3556万1945円の返還を受けており、その差額である7138万8055円は、本件取引による損害であると認められる。なお、原告らの主張する本件取引に関する支払金1億0698万4650円のうち、3万4650円については、同額の委託手数料割引額が発生したため、本件取引による損失の一部に充当されたものと認められるから（弁論の全趣旨）、本件取引による損害には含まれない。

イ 税金

証拠（甲16ないし18）及び弁論の全趣旨によれば、本件取引について平成14年中には利益が出たことによって、原告は、所得税本税268万5900円、過少申告加算税36万8000円、住民税83万3400円の合計388万7300円を税金として支払ったこと、これらの課税の根拠となった利益は、次の取引のために費消されたため、現実には原告の手元には入っていないことが認められる。

これら原告が負担した税金のうち、所得税本税と住民税については、まさ

に本件取引を行ったことによって原告が負担するに至ったものであるから、本件取引と相当因果関係のある損害と認めるべきである。

しかし、過少申告加算税は、原告が申告を怠ったために賦課されたものであるから、本件取引と相当因果関係のある損害に当たるとは認められない。

ウ 慰謝料，制裁賠償

原告は、本件取引により精神的苦痛を被ったとして慰謝料を請求する。しかし、本件のような商品取引に伴う不法行為ないし債務不履行の事案においては、被害者の損害は、その取引によって生じた経済的損失額に相当する賠償金の支払を受けることで回復されるのが通常であるから、特段の事情のない限り、経済的損失額に相当する賠償金の支払に加えて精神的損害に対する慰謝料請求を認めることはできないというべきである。

これを本件についてみると、原告は精神系疾患に罹患しているものの、本件取引によってその病状が悪化したとは認めるに足りず、また、確かに原告は多額の損害を被ってはいるものの、本件取引によって財産のほとんどすべてを失ったとまではいえないこと（原告は精算金として3556万1945円の返還を受けている。）などからすると、上記特段の事情の存在を認めることはできない。

よって、原告の慰謝料請求は理由がない。

なお、原告は、慰謝料相当額を制裁賠償として請求する旨をも主張するが、我が国の損害賠償制度が損害の填補を目的とするものであると解される以上、制裁賠償の請求を認めることはできない。

エ 過失相殺

原告は、過去に商品先物取引で損失を被った経験を有していることからすれば、具体的な取引の仕組みについての記憶はなかったとしても、この種の取引により損失を被る可能性があることは一応理解した上で、被告外務員らの勧誘に応じて本件取引を開始したものであると認められる。また、原告は、

本件取引を行っている間、米●とほぼ毎日連絡を取り合っており、最終的には自らの判断で取引を継続していたものである。そうすると、本件取引により損害を被ったことについて、原告の側にも全く落ち度がないということはいできない。

しかし、本件における被告ないし被告外務員らの違法性の程度は重大なものであって、それに比較すると原告の側の落ち度は相当小さいものというべきである上、本件取引によって被告が極めて多額の手数料収入を得たと考えられることをも併せ考慮すると、原告に上記のとおり落ち度が認められることを理由に過失相殺をするのは、損害の公平な分担という観点からみて、かえって均衡を欠く結果になるというべきである。

よって、過失相殺は行わないのが相当である。

オ 弁護士費用

本件取引による原告の経済的損失額、本件事案の内容その他諸般の事情に照らせば、被告の不法行為と相当因果関係にある弁護士費用相当の損害は、750万円であると認める。

カ よって、被告の不法行為（民法709条、715条）を理由とする原告の損害賠償請求は、8240万7355円の限度で理由がある。

なお、原告は、被告の債務不履行による損害賠償をも選択的に請求するが、債務不履行を理由とする場合であっても、上記不法行為による損害賠償額を超える請求金額を認容することはできない。

4 結論

以上によれば、原告の請求は、8240万7355円及びこれに対する不法行為の終了の日以後である平成16年1月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度において理由があるから、その限度でこれを認容し、その余は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第3民事部

裁判長裁判官 石 井 寛 明

裁判官 飯 淵 健 司

裁判官 松 浪 聖 一

(株) 勘定元帳 入替 建玉分析表

出力日: 2004年11月8日 時間: 17:12:01

全銘柄 特定元帳判定方法: n>1 (条件に判定) r1/r2, n0, 重複有, 商品単価, 異月組視, r-1: 約定日+商品銘柄+場所+判注日時+登録No

No.	約定日付	商品名	場所	異月	新積索引	積数	約定金額	現積	残積	託玉	買数	売数	買戻	売戻	売買損益金	委託手数料	平取料累計	消費税	差引損益金	差引損益累計	建玉	積込	積出	積上	積下	積入	積出
316	2002/08/04	中部一灯油	後2期	2002/12	2002/07/09 前3期	28390	14,105,000				25	1825	2360		-940,000	55,000	70,718,000	2,750	-907,750	58,703,055	57						
317	2002/09/04	中部一灯油	後2期	2002/10	2002/04/02 後3期	28590	25,590,000	60	社		1825	2360			-3,110,000	110,000	70,828,000	5,500	-3,225,500	55,478,455	155						
318	2002/08/04	中部一灯油	後2期	2003/03		27280	13,630,000				25	1825	2325											375	250		
319	2002/08/04	中部一ガス	後2期	2003/03	2002/08/27 前2期	28040	104,180,000	200	社		1825	2125			-8,240,000	440,000	71,288,000	22,000	-8,702,000	46,778,455	8						
320	2002/08/04	中部一ガス	後2期	2003/01	2002/08/27 前1期	25110	75,330,000				150	1775	2125		4,470,000	330,000	71,598,000	16,600	4,123,500	50,898,955	8						
321	2002/08/04	中部一ガス	後2期	2003/03	2002/08/27 前1期	28040	52,090,000	100	社		1775	2025			-3,520,000	220,000	71,818,000	11,000	-3,751,000	47,148,955	8						
322	2002/08/04	中部一ガス	後2期	2003/01	2002/08/27 後1期	25110	60,220,000	100	社		1775	1825			-3,880,000	220,000	72,038,000	11,000	-3,881,000	43,257,955	8						
323	2002/08/04	中部一ガス	後2期	2003/01	2002/08/28 前1期	25110	150,890,000	300	社		1775	1825			-10,020,000	880,000	72,898,000	33,000	-10,713,000	32,544,955	7						
324	2002/08/04	中部一ガス	後2期	2003/03	2002/08/28 前1期	28040	104,180,000				200	1875	1825		7,580,000	440,000	73,138,000	22,000	7,088,000	38,642,955	7						
325	2002/08/05	東工一ガス	13:16	2003/03		28430	422,890,000				180	1875	1785														
326	2002/08/05	東工一ガス	13:37	2003/03	2002/08/05 13:18	28480	423,880,000	180	社		1875	1825			800,000	808,000	73,748,900	30,400	181,800	38,804,555							
327	2002/08/05	中部一ガス	前1期	2003/03		28310	423,084,000	804	新		2370	1825															
328	2002/08/05	中部一ガス	前2期	2003/03	2002/08/05 前1期	28150	420,482,000				804	1875	1825		2,572,800	1,788,800	76,515,700	88,440	715,580	40,520,115							
329	2002/08/05	中部一ガス	前2期	2003/02		25590	204,400,000				400	1875	2025														404
330	2002/08/05	中部一ガス	前2期	2003/02	2002/08/05 前2期	25720	205,780,000	400	社		1875	1825			1,380,000	680,000	78,395,700	44,000	438,000	40,958,115							
331	2002/08/08	中部一ガス	後1期	2003/03		28500	255,380,000				480	1875	2105														
332	2002/08/08	中部一ガス	後3期	2003/03	2002/08/08 後1期	28730	258,800,000	480	社		1875	1825			1,248,000	1,058,000	77,451,700	62,800	138,200	41,095,315							
333	2002/08/08	東証コーン	前1期	2003/07		18320	53,858,000				33	1875	1858														
334	2002/08/09	東証コーン	前2期	2003/07	2002/08/08 前1期	18420	54,188,000	33	社		1875	1825			330,000	115,500	77,567,200	5,775	208,725	41,304,040							
335	2002/08/12	中部一灯油	前1期	2003/02		30880	82,840,000				150	1875	1775														
336	2002/08/12	中部一灯油	前1期	2003/03		28840	257,275,200	434	新		2000	1775															
337	2002/08/12	中部一灯油	前3期	2003/02	2002/08/23 前1期	30090	130,540,000	300	社		2000	1475			8,520,000	680,000	78,227,200	33,000	7,827,000	48,191,040	20						
338	2002/08/12	中部一灯油	前3期	2003/02	2002/08/23 後3期	30090	130,380,000	200	社		2000	1275			5,440,000	440,000	78,887,200	22,000	4,878,000	54,109,040	20						
339	2002/08/12	中部一灯油	前3期	2003/02	2002/08/12 前1期	30090	80,270,000	150	社		2000	1125			-2,370,000	330,000	78,887,200	18,500	-2,718,500	51,382,540							
340	2002/08/12	中部一灯油	前3期	2003/03	2002/08/12 前1期	28800	250,852,000				434	1875	1125		8,423,200	854,800	78,882,000	47,740	5,420,880	56,813,200							
341	2002/08/12	中部一灯油	後1期	2003/02		30100	301,000,000				500	1875	1825														
342	2002/08/12	中部一ガス	前1期	2003/01		28590	28,590,000	50	新		1825	1825															
343	2002/08/12	中部一ガス	前3期	2003/01	2002/08/12 前1期	28300	28,300,000				50	1875	1825		280,000	110,000	80,082,000	5,500	174,500	58,887,700							
344	2002/08/17	東証コーン	前2期	2003/09		18530	18,530,000				10	1875	1835														
345	2002/08/17	東証コーン	前3期	2003/09	2002/08/17 前2期	18620	18,820,000	10	社		1875	1825			80,000	35,000	80,087,000	1,788	53,250	57,040,850							
346	2002/08/18	中部一ガス	前1期	2003/02		28880	38,818,400	68	新		1844	1825															
347	2002/08/18	中部一ガス	前1期	2003/03		27150	21,730,000	40	新		1884	1825															
348	2002/08/18	中部一ガス	前2期	2003/02	2002/08/18 前1期	28470	38,528,800				68	1815	1825		288,900	151,800	80,248,800	7,590	130,410	57,171,380							
349	2002/08/18	中部一ガス	前2期	2003/03	2002/08/18 前1期	28810	21,528,000	40	社		1875	1825			192,000	88,000	80,338,800	4,400	98,800	57,270,980							
350	2002/08/24	中部一ガス	後1期	2003/04		28780	180,480,800				278	1875	1804														
351	2002/08/24	中部一ガス	後3期	2002/04	2002/08/24 後1期	29100	182,378,000	278	社		1875	1825			1,887,200	813,800	80,850,800	30,180	1,262,710	58,523,970							
352	2002/08/25	中部一ガス	後1期	2003/03		27500	25,300,000				48	1875	1871														
353	2002/08/25	中部一ガス	後3期	2003/03	2002/08/25 後1期	27700	25,484,000	48	社		1875	1825			184,000	101,200	81,051,800	5,088	77,740	58,801,410							
354	2002/08/26	中部一ガス	前2期	2003/04		28540	142,700,000				288	1875	1875														
355	2002/08/26	中部一ガス	前3期	2003/04	2002/08/26 前2期	28720	143,600,000	250	社		1875	1825			800,000	550,000	81,801,800	27,500	322,500	58,923,910							
356	2002/08/27	中部一灯油	後2期	2002/11	2002/04/22 前2期	28400	118,800,000	200	社		1875	1425			-8,840,000	440,000	82,041,800	22,800	-7,102,000	51,821,910	158						
357	2002/08/27	中部一灯油	後2期	2002/12	2002/07/09 前3期	28800	104,850,000				175	1400	1425		-11,885,000	385,000	82,428,800	19,250	-12,289,250	39,552,880	80						
358	2002/08/27	東証コーン	前2期	2003/08		18530	33,080,000	20	新		1420	1425															
359	2002/08/27	東証コーン	前3期	2003/08		18550	38,410,000	22	新		1442	1425															
360	2002/08/27	東証コーン	後3期	2003/08	2002/08/27 前2期	18280	32,580,000				20	1422	1425		480,000	70,000	82,488,800	3,500	406,500	38,959,180							

37

(株) 勘定元帳 入替 建玉分析表

11/28頁4
出力日:2004年11月8日 時間:17:12:02

全銘柄
特定売買判定方法:ガソリン (条件に判定)リテラ、不0、重複有、商品単位、毎月単位 Y-1:約定日・商品銘柄・増減・約定日時・数量N

No.	約定日付	商品名	品番	期月	新規取引	換段	約定金額	売買	換段	建玉	買	買数	売数	買高	売高	売買損益金	委託手数料	手数料累計	清算税	差引損益金	差引損益累計	買玉	買玉日	買玉数量	買玉単価	総延額
451	2002/11/01	東証コーン	後2期	2003/09	2002/11/01 後1期	15940	39,100,000																			
452	2002/11/01	東証コーン	後2期	2003/05		28980	134,900,000	80	新		25	1819	1400			125,000	87,500	97,448,000	4,375	33,125	38,388,400					
453	2002/11/05	中部一灯油	前1期	2003/04		25200	45,960,000	89	新																	
454	2002/11/05	東証コーン	後1期	2003/11		15280	30,580,000																			
455	2002/11/05	東証コーン	後3期	2003/11	2002/11/05 後1期	18340	30,680,000	26	社																	
456	2002/11/05	東証コーン	後3期	2003/11	2002/11/05 後1期	18340	30,680,000	26	社																	
457	2002/11/08	東証コーン	後1期	2003/01	2002/07/09 後2期	28020	118,080,000																			
458	2002/11/08	中部一灯油	前1期	2003/03	2002/10/28 後3期	25910	30,673,800																			
459	2002/11/07	中部一灯油	前1期	2003/03	2002/10/17 後2期	28480	62,880,000	100	社																	
460	2002/11/07	中部一灯油	後2期	2003/04	2002/10/02 前3期	24180	48,200,000	100	社																	
461	2002/11/07	中部一灯油	後2期	2003/03	2002/10/29 後1期	24260	105,040,000																			
462	2002/11/07	中部一灯油	後2期	2003/04	2002/11/01 後3期	24190	4,828,000																			
463	2002/11/07	中部一灯油	後2期	2003/04	2002/11/05 前1期	24130	43,434,000																			
464	2002/11/07	中部一灯油	後3期	2003/03		28590	104,388,000	200	新																	
465	2002/11/07	中部一灯油	後3期	2003/04		24530	48,080,000	100	新																	
466	2002/11/07	東証コーン	後4期	2003/05		25750	417,150,000	182	新																	
467	2002/11/07	東証コーン	後4期	2003/05		25740	87,812,000	38	新																	
468	2002/11/07	東証コーン	後1期	2003/05	2002/11/07 08:42	25690	418,178,000																			
469	2002/11/07	東証コーン	後1期	2003/05	2002/11/07 08:42	25690	87,822,000																			
470	2002/11/07	中部一灯油	後1期	2003/04		25530	25,530,000	50	新																	
471	2002/11/08	中部一灯油	後1期	2003/04		25920	40,953,800																			
472	2002/11/08	中部一灯油	後3期	2003/04	2002/11/08 後1期	28100	41,238,000	78	社																	
473	2002/11/11	中部一灯油	前1期	2003/04	2002/10/03 後2期	24270	48,540,000	100	社																	
474	2002/11/11	中部一灯油	前1期	2003/03	2002/10/28 後1期	26300	105,200,000																			
475	2002/11/11	中部一灯油	前1期	2003/05		23820	85,880,000																			
476	2002/11/11	中部一灯油	前2期	2003/02	2002/08/07 前1期	28070	140,350,000																			
477	2002/11/11	東証コーン	前2期	2003/09		14810	89,887,000	87	新																	
478	2002/11/11	東証コーン	前3期	2003/09	2002/11/11 前2期	14840	89,428,000																			
479	2002/11/11	東証コーン	後1期	2003/07		14850	37,375,000																			
480	2002/11/11	東証コーン	後2期	2003/11		14740	13,288,000																			
481	2002/11/11	東証コーン	後3期	2003/11	2002/11/11 後2期	14790	73,311,000																			
482	2002/11/11	東証コーン	後3期	2003/07	2002/11/11 後1期	15000	37,500,000	25	社																	
483	2002/11/12	中部一灯油	前1期	2003/03		26000	104,000,000	200	新																	
484	2002/11/12	中部一灯油	前1期	2003/05		23580	84,240,000	200	新																	
485	2002/11/14	中部一灯油	後1期	2003/05	2002/11/12 前1期	23340	48,580,000																			
486	2002/11/14	中部一灯油	後1期	2003/05		23340	46,880,000																			
487	2002/11/14	中部一灯油	後2期	2003/04		25830	30,758,000	80	新																	
488	2002/11/14	中部一灯油	後3期	2003/04	2002/11/14 後2期	25890	30,800,000																			
489	2002/11/18	中部一灯油	後2期	2003/05		23780	47,580,000	100	新																	
490	2002/11/18	中部一灯油	後2期	2003/04	2002/10/24 後3期	24780	48,580,000																			
491	2002/11/18	中部一灯油	後2期	2003/02		26700	57,408,000																			
492	2002/11/18	中部一灯油	後1期	2003/05	2002/11/14 後1期	24480	48,880,000	100	社																	
493	2002/11/18	中部一灯油	前1期	2003/05		26850	188,430,000	379	新																	
494	2002/11/18	中部一灯油	前2期	2003/04		26540	157,647,000																			
495	2002/11/18	中部一灯油	前2期	2003/05		28810	37,874,000	70	新																	

A.T.

(株) 勘定元帳 入替) 建玉分析表

17/28頁V4
出力日:2004年11月8日 時間:17:12:03

金銭額 特定元帳判定方法: 〇 〇 〇 〇 (金件に判定) 1付有、不、重複有、商品単独、履歴無視 Y-1: 約定日+商品銘柄+通番+発注日時+登録No

No.	約定日付	商品名	通番	月	新規索引	値段	約定金額	売残	買残	仕玉	買数	売残	買残	売買損益金	買手手数料	手数料累計	消費税	差引損益金	差引損益累計	建玉	買数	買残	買残	買残
721	2003/02/05	中部一ガソ	後3第	2003/08	2003/02/05 後1第	30880	87,662,400				159	1810	1800	1,399,200	348,800	141,628,700	17,490	1,031,810	1,520,485					
722	2003/02/05	中部一ガソ	後3第	2003/08	2003/02/05 後2第	30880	6,138,000				10	1890	1800	78,000	22,000	141,550,700	1,100	62,900	1,573,365					
723	2003/02/08	中部一灯油	前1第	2003/04	2002/10/08 前3第	27400	109,400,000	200				1800	1700	620,000	440,000	141,800,700	22,000	58,000	1,631,365	120				
724	2003/02/08	中部一灯油	前1第	2003/04	2002/11/07 後3第	27400	64,800,000				100	1800	1700	-5,740,000	220,000	142,210,700	11,000	-6,071,000	-1,959,635	81				
725	2003/02/08	中部一灯油	前1第	2003/04	2003/01/28 前2第	27400	54,800,000				100	1700	1700	-1,220,000	220,000	142,430,700	11,000	-1,451,000	-6,780,635	6				
726	2003/02/08	中部一灯油	前1第	2003/08		28500	64,120,000	116				1810	1700							84			84	
727	2003/02/08	中部一灯油	後2第	2003/08	2003/02/08 前1第	28320	65,702,400				118	1700	1700	417,600	255,200	142,885,800	12,780	140,840	-5,840,985					
728	2003/02/08	中部一灯油	前3第	2003/07	2003/01/08 前1第	27430	54,860,000	100				1700	1800	2,860,000	220,000	142,805,800	11,000	2,720,000	-2,011,985	28				
729	2003/02/08	中部一灯油	前3第	2003/07	2003/01/22 後2第	27430	54,690,000				100	1800	1800	-2,820,000	220,000	143,125,800	11,000	-3,051,000	-5,062,985	15				
730	2003/02/10	中部一灯油	前1第	2003/08		28100	67,512,000				118	1800	1710											
731	2003/02/10	中部一灯油	後2第	2003/08	2003/02/10 前1第	28010	67,303,200	118				1800	1800	-208,800	255,200	143,381,100	12,780	-478,760	-4,438,755					
732	2003/02/10	中部一ガソ	後2第	2003/07		30880	61,860,000				100	1800	1700											
733	2003/02/10	中部一ガソ	後3第	2003/07	2003/02/10 後2第	31200	62,400,000	100				1800	1800	420,000	220,000	143,601,100	11,000	188,000	-8,250,755					
734	2003/02/12	中部一灯油	後1第	2003/07		28880	43,320,000				75	1800	1875											
735	2003/02/12	中部一灯油	前3第	2003/07	2003/02/12 後1第	28140	48,718,000	75				1800	1800	380,000	165,000	143,768,100	8,250	216,750	-9,034,005					
736	2003/02/13	中部一ガソ	前1第	2003/08		31810	58,282,000	80				1880	1800											
737	2003/02/13	中部一ガソ	前2第	2003/08		31140	13,078,800	21				1681	1800											
738	2003/02/13	中部一ガソ	前3第	2003/08	2003/02/13 前1第	31630	37,836,000				80	1821	1800	458,000	132,000	143,898,100	8,600	317,400	-5,716,605					
739	2003/02/13	中部一ガソ	前3第	2003/08	2003/02/13 後2第	30810	12,910,200				21	1800	1800	198,000	48,200	143,844,300	2,810	60,090	-6,828,515					
740	2003/02/14	中部一灯油	後2第	2003/08	2002/12/08 後2第	28480	170,880,000	300				1800	1300	13,680,000	880,000	144,604,300	33,000	13,187,000	7,640,485	87				
741	2003/02/14	中部一灯油	後2第	2003/07	2003/01/21 前3第	28840	57,880,000				100	1500	1300	-8,320,000	220,000	144,824,300	11,000	-6,561,000	988,485	24				
742	2003/02/14	中部一灯油	後2第	2003/08	2003/01/22 前1第	28480	64,860,000				100	1400	1300	-9,220,000	220,000	145,044,300	11,000	-9,461,000	-6,461,515	23				
743	2003/02/14	中部一灯油	後2第	2003/07	2003/01/08 前1第	28840	118,760,000	200				1400	1100	11,860,000	440,000	145,484,300	22,000	11,488,000	6,038,485	37				
744	2003/02/14	中部一灯油	後2第	2003/08		29370	117,480,000				200	1400	1300							300				
745	2003/02/14	中部一灯油	後3第	2003/08	2003/01/27 後1第	28340	58,680,000	100				1400	1200	4,620,000	220,000	145,704,300	11,000	4,288,000	10,325,485	18				
746	2003/02/14	中部一灯油	後3第	2003/08	2003/01/28 後2第	28340	58,880,000	100				1400	1100	3,880,000	220,000	145,924,300	11,000	3,748,000	14,074,485	18				
747	2003/02/14	中部一灯油	後3第	2003/08		28500	114,000,000				200	1400	1300							300				
748	2003/02/14	中部一灯油	後3第	2003/07		28880	57,980,000				100	1400	1400							200				
749	2003/02/18	中部一灯油	前2第	2003/05		28880	53,880,000				100	1400	1500											
750	2003/02/18	中部一ガソ	前2第	2003/05	2002/12/18 後1第	31120	82,240,000				100	1300	1500	-4,180,000	220,000	146,144,300	11,000	-4,411,000	8,883,485	64				
751	2003/02/18	中部一ガソ	前2第	2003/05	2002/12/20 前1第	31120	188,720,000	300				1300	1200	4,880,000	680,000	146,804,300	33,000	4,287,000	13,950,485	60				
752	2003/02/18	中部一ガソ	前2第	2003/05	2003/02/05 前2第	31120	62,240,000	100				1300	1100	-400,000	187,000	146,981,300	8,350	-598,350	13,354,135	13				
753	2003/02/18	中部一ガソ	前3第	2003/05		31120	188,720,000				300	1300	1400							100			-200	
754	2003/02/18	中部一ガソ	前3第	2003/05		31120	62,240,000				100	1300	1500											
755	2003/02/21	中部一灯油	後1第	2003/08		27840	13,770,000				25	1300	1625											
756	2003/02/21	中部一灯油	後2第	2003/08		27800	11,084,000				20	1300	1545											
757	2003/02/21	中部一灯油	後3第	2003/08	2003/02/21 後1第	27810	13,805,000	25				1300	1520	155,000	55,000	147,040,300	2,780	77,250	13,431,385					
758	2003/02/21	中部一灯油	後3第	2003/08	2003/02/21 後2第	27810	11,124,000	20				1300	1500	50,000	44,000	147,080,300	2,200	13,800	13,445,185					
759	2003/02/24	中部一灯油	後3第	2003/05	2002/11/18 後2第	27800	55,800,000				100	1200	1500	-8,040,000	220,000	147,310,300	11,000	-9,271,000	5,174,185	88				
760	2003/02/24	中部一灯油	後3第	2003/05	2002/12/08 後1第	27800	55,800,000	100				1200	1400	3,340,000	220,000	147,530,300	11,000	3,108,000	8,283,185	80				
761	2003/02/24	中部一灯油	後3第	2003/05	2003/02/04 前2第	27800	55,400,000	100				1200	1300	2,120,000	220,000	147,750,300	11,000	1,888,000	10,172,185	21				
762	2003/02/24	中部一灯油	後3第	2003/07		27800	55,800,000				100	1200	1400											
763	2003/02/24	中部一灯油	後3第	2003/08		28410	58,820,000	100				1300	1400											100
764	2003/02/24	中部一ガソ	後3第	2003/05	2002/12/18 後1第	31890	63,980,000				100	1200	1400	-6,820,000	220,000	147,870,300	11,000	-8,151,000	4,021,185	70				
765	2003/02/24	中部一ガソ	後3第	2003/05	2003/02/18 前3第	31880	127,860,000	200				1200	1200	5,480,000	440,000	148,410,300	22,000	3,018,000	7,039,185	6				

建玉分析表

(株) 勘定元帳 入替

22/ 28頁4
出力日:2004年11月8日 時間:17:12:04

全銘柄

特定売買判定方法: ① ② ③ (金時に判定) ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

No.	約定日付	商品名	銘柄	限月	新規索引	積戻	約定金額	約定数量	約定単価	建玉	買数	売数	買取	売取	売買損益金	委託手数料	手数料累計	消費税	差引損益金	差引損益累計	繰上	繰下	開行	直上	直下	通帳残
946	2003/08/28	中部一ガソ	後1第	2004/01			28150	53,986,000			65	613	584													
947	2003/08/28	中部一ガソ	後1第	2003/12			28190	53,427,800			102	513	698													
948	2003/08/28	中部一ガソ	後2第	2003/12	2003/08/08 前1第		28130	18,200,800		31																
949	2003/08/28	中部一ガソ	後2第	2003/12	2003/08/19 前2第		28130	15,878,800		30																
950	2003/08/28	中部一ガソ	後2第	2003/11			28300	31,580,000			80	613	685													
951	2003/08/28	中部一ガソ	後3第	2004/01	2003/08/28 後1第		28300	34,180,000		65																
952	2003/08/28	中部一ガソ	後3第	2003/12	2003/08/28 後1第		28350	53,764,000		102																
953	2003/08/27	中部一灯油	後3第	2003/10			28100	11,240,000		20																
954	2003/08/27	東工一ガソ	13:40	2004/01			28340	71,118,000			27	533	545													
955	2003/08/27	東工一ガソ	14:50	2004/01	2003/08/27 13:40		28440	71,388,000		27																
956	2003/08/27	東工一ガソ	14:50	2004/01			28440	71,388,000			27	533	545													
957	2003/08/27	東工一ガソ	15:10	2004/01	2003/08/27 14:50		28500	71,550,000		27																
958	2003/08/27	東工一ガソ	15:10	2004/01			28510	71,577,000			27	533	545													
959	2003/08/27	東工一ガソ	15:18	2004/01	2003/08/27 15:10		28710	72,117,000		27																
960	2003/08/27	中部一ガソ	前1第	2003/12			28100	10,440,000		20																
961	2003/08/27	中部一ガソ	前1第	2003/11			28300	37,872,000			72	553	590													
962	2003/08/27	中部一ガソ	前3第	2003/11	2003/08/28 後2第		28500	31,800,000		80																
963	2003/08/27	中部一ガソ	前3第	2003/11	2003/08/27 前1第		28500	6,380,000		12																
964	2003/08/27	中部一ガソ	前3第	2003/12			28800	48,312,000			82	553	610													
965	2003/08/30	東工一ガソ	09:15	2004/01			28720	320,848,000			120	553	730													
966	2003/08/30	東工一ガソ	09:33	2004/01			28800	72,388,000		27																
967	2003/08/30	東工一ガソ	09:50	2004/01	2003/08/30 09:15		28850	322,200,000		120																
968	2003/08/30	東工一ガソ	12:40	2004/01			28740	18,716,000		7																
969	2003/08/30	東工一ガソ	12:58	2004/01	2003/08/30 09:33		28800	71,820,000		27																
970	2003/08/30	東工一ガソ	12:58	2004/01			28800	71,820,000			27	587	610													
971	2003/08/30	東工一ガソ	14:28	2004/01	2003/08/30 12:40		28490	18,648,000		7																
972	2003/08/30	東工一ガソ	14:28	2004/01	2003/08/30 12:58		28490	71,523,000		27																
973	2003/08/30	中部一ガソ	前1第	2004/01			28570	5,314,000			10	553	620													
974	2003/08/30	中部一ガソ	前2第	2003/11			27180	11,863,800		22																
975	2003/08/30	中部一ガソ	前3第	2003/11	2003/08/30 前2第		28900	11,838,000			22	553	620													
976	2003/08/30	中部一ガソ	後1第	2003/08			28800	8,812,000		12																
977	2003/08/30	中部一ガソ	後2第	2004/01			28490	87,948,800			188	585	788													
978	2003/08/30	中部一ガソ	後3第	2004/01	2003/08/30 後2第		28700	88,844,000		188																
979	2003/07/01	中部一灯油	前1第	2003/08	2003/02/14 後2第		27380	109,520,000		300																
980	2003/07/01	中部一灯油	前1第	2003/08	2003/05/07 後2第		27380	109,520,000			200	385	420													
981	2003/07/01	中部一ガソ	前3第	2003/11	2003/08/27 前1第		28870	32,244,000		80																
982	2003/07/01	中部一ガソ	後1第	2004/01			28780	80,805,800		151																
983	2003/07/01	中部一ガソ	後2第	2004/01	2003/08/30 前1第		28880	5,378,000		10																
984	2003/07/02	中部一灯油	前3第	2004/01	2003/08/23 後2第		29120	58,240,000		100																
985	2003/07/02	中部一灯油	後1第	2003/11			28300	51,102,000			80	610	340													
986	2003/07/02	中部一ガソ	後2第	2003/10	2003/08/03 前1第		27250	15,280,000		28																
987	2003/07/02	中部一ガソ	後2第	2003/10	2003/08/18 後3第		27250	18,350,000		30																
988	2003/07/02	中部一ガソ	後2第	2003/11			28880	32,388,000			80	618	342													
989	2003/07/03	東工一ガソ	09:29	2004/01			28740	83,580,000		35																
990	2003/07/03	東工一ガソ	10:22	2004/01	2003/07/03 09:29		28880	84,068,000			24	527	342													

100

(株) 勘定元帳 入替)

建玉分析表

20/20頁v4
出力日:2004年11月8日 時間:17:12:04

金額折
特定売買判定方法: n' → 1 (条件に判定) 1: 仕入, 不0, 買振有, 商品単独, 買月知視 7-1: 約定日+商品銘柄+場所+発注日時+登録No

No.	約定日付	商品名	場所	買月	新規索引	品名	約定金額	売数	売単	売玉	買数	買単	買金額	売買損益金	委託手数料	手数料累計	清算額	差引損益金	差引損益累計	確定	直降	日開	不値	し残	繰転残	
1126	2003/10/02	中部-ガソ	前1第	2004/02	2003/08/05 後1第	20050	26,050,000	50	仕																	
1127	2003/10/02	中部-ガソ	前1第	2003/12	2003/08/05 後2第	20000	10,110,000	30	仕																	
1128	2003/10/02	中部-ガソ	前1第	2004/01	2003/08/08 後1第	20000	20,360,000	50	仕																	
1129	2003/10/02	中部-ガソ	前1第	2004/02	2003/08/08 後1第	20050	26,050,000	50	仕																	
1130	2003/10/02	中部-ガソ	前1第	2003/12	2003/08/08 後1第	20000	10,110,000	30	仕																	
1131	2003/10/02	中部-ガソ	前1第	2004/01	2003/08/08 後3第	20000	10,100,000	25	仕																	
1132	2003/10/02	中部-ガソ	前1第	2004/03	2003/08/12 前3第	20100	104,000,000		仕	200	52	32	1,090,000	440,000	107,057,000	22,000	010,000	-71,281,000	20							
1133	2003/10/02	中部-ガソ	前1第	2004/02	2003/08/18 前1第	20050	10,072,000	32	仕																	
1134	2003/10/02	中部-ガソ	前1第	2004/01	2003/07/18 後3第	20000	0,320,400		仕	12	40	0	43,200	20,400	107,764,000	1,320	016,480	-70,006,210	14							
1135	2003/10/02	中部-ガソ	前1第	2004/03	2003/08/24 前1第	20100	0,300,000		仕	10	24	0	-170,000	35,200	107,799,000	1,700	-212,000	-71,102,000	0							
1136	2003/10/02	中部-ガソ	前1第	2004/04	2003/08/24 前1第	20030	10,001,400		仕	10	5	0	-250,000	41,000	107,831,000	2,000	-204,000	-71,457,000	0							
1137	2003/10/02	東アラビカ	前1第	2004/07	2003/08/17 後3第	10000	2,747,500		仕	5	0	0	0	20,500	107,850,100	1,325	04,076	-71,422,706	16							
							125,020,300						125,020,300	107,050,100			0,302,005	-71,422,706								140,021,020

売買損益計: 125,020,300
差引損益計: -71,422,706

手数料計: 107,050,100 (損金に対する手数料の割合: 20.02%) 手数料総額合計: 107,251,005
特定売買比率: 100.00% (仕切り損) 特定売買内訳 (新規510件の内: 直し140件、追転0件、開庫220件) (仕切り0件の内: 日計210件、不接10件)

これは正本である。

平成18年12月25日

大阪地方裁判所第3民事部

裁判所書記官 中山 順

